

調布市下水道台帳システム再構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本業務は、職員の事務負担軽減を目的として実施するもので、台帳機能を使用した事務処理機能の強化と窓口業務支援機能の強化を図るため、下水道台帳システムの再構築を行うものである。

本要領は、再構築するシステムに関して高品質な提案を求め、適切かつ円滑に本業務を遂行できる者を選定するため、受託事業者選定（以下「プロポーザル」という。）に関して必要な手続き等を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 件名 調布市下水道台帳システム再構築業務委託（以下「本件」という。）
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 平成30年6月上旬から平成31年3月22日まで
（下水道台帳システムソフトウェア及びハードウェアの機器借上と、
下水道台帳システムの保守・更新業務委託は、別途契約する。）
- (4) 委託者 調布市長 長友 貴樹
- (5) 担当部署 調布市 環境部 下水道課（以下「事務局」という。）
〒182-8511
東京都調布市小島町2丁目35番地1
電話 042-481-7228, FAX 042-481-7550
Email gesui@w2.city.chofu.tokyo.jp
担当者 施設管理係 渡辺, 庶務係 高橋

3 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

4 参加資格

本プロポーザルへの参加は、参加申込時において、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 営業種目については調布市での競争入札参加資格として「情報処理業務」に登録があり、かつ、競争入札参加資格者（契約締結権限を有するもの）の所在地が東京都内であること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 過去5年以内に下水道台帳システムの導入実績を1件以上有する法人であること。

5 日程

プロポーザルの実施に係る日程は、次のとおりとする。（なお、日程は都合により変更する場合があります。）

| 項 目 | 日 程 |
|---|--------------------------------------|
| 第1回審査委員会開催 | 平成30年3月23日(金) |
| 公告, ホームページに実施要領等を掲載 下水道課窓口にて要領配布 | 平成30年3月23日(金) から 平成30年4月 6日(金) まで |
| 応募・参加資格に関する質疑締切日 | 平成30年3月30日(金) 正午 |
| 上記に対する市の回答日 | 平成30年4月 3日(火) |
| 参加申込み開始日 | 平成30年3月27日(火) |
| 参加申込み締切日時 | 平成30年4月 6日(金) 午後5時 |
| 参加資格審査結果通知日 | 平成30年4月 9日(月) |
| 上記審査結果に対する質疑受付開始日 | 平成30年4月 9日(月) |
| 上記の質疑締切日時 | 平成30年4月11日(水) 正午 |
| 上記に対する市の回答日 | 平成30年4月16日(月) |
| 企画提案書に関する質疑受付開始日 | 平成30年3月26日(月) |
| 企画提案書に関する質疑締切日時 | 平成30年4月11日(水) 正午 |
| 上記に対する市の回答日 | 平成30年4月16日(月) |
| 企画提案書の受付開始日 | 平成30年3月27日(火) |
| 企画提案書の受付締切日時 | 平成30年4月20日(金) 正午 |
| 企画提案書書類審査(一次審査)日 ※参加資格を満たす事業者が5者以上の場合 の書類審査(第2回審査委員会) | 平成30年5月 8日(火) |
| 一次審査結果の通知及び二次審査開催通知 | 平成30年5月 9日(水) |
| 上記審査結果に対する質疑受付開始日 | 平成30年5月 9日(水) |
| 上記の質疑締切日時 | 平成30年5月11日(金) 正午 |
| 上記に対する市の回答日 | 平成30年5月15日(火) |
| プレゼンテーション審査(二次審査)日 ※第3回審査委員会 | 平成30年5月17日(木) |
| プレゼンテーション審査(二次審査)の 選定結果通知日 | 平成30年5月18日(金) |
| 上記審査結果に対する質疑受付開始日 | 平成30年5月21日(月) |
| 上記の質疑締切日時 | 平成30年5月23日(水) 正午 |
| 上記に対する市の回答日 | 平成30年5月28日(月) |

6 募集内容

プロポーザルに応募する事業者は下記期日までに提出書類を必要部数用意し、環境部下水道課へ提出すること。

- (1) 募集方法 「調布市ホームページ」によるものとする。
- (2) 申込み期間 平成30年3月27日(火) 午前9時から
平成30年4月 6日(金) 午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (3) 申込み方法 持参又は郵送(必着)とする。
- (4) 申込み先 下水道課(市役所8階)
- (5) 提出書類 以下に掲げる書類とする。

| 提出書類 | 提出部数等 |
|---|----------------------|
| 参加申込書（様式第1号） | 正本 1部 |
| 会社概要書（様式第2号），業務実績調書（様式第3号），配置予定技術者調書（様式第4号），配置予定技術者経歴書（様式第5号） | 正本 各1部 副本 各10部 ※1 |

※1：副本は，会社名，住所等が分からないようにすること。

※2：様式等（委託仕様書，様式第1～7号，質問書（様式第8号））のホームページ掲載場所

トップページ→産業・しごと→入札・契約→プロポーザル情報→実施中の案件

7 参加資格の審査及び審査結果の通知

全事業者に対して，平成30年4月9日（月）に審査結果を通知する。

なお，参加資格を満たさないとされた事業者は，その理由について平成30年4月11日正午までに市に書面を持参又は郵送（必着）することにより，説明を受けることができる。

8 企画提案書の提出

参加資格審査の結果，参加資格を満たす事業者は，平成30年4月20日正午までに，次の書類を必要部数用意し，環境部下水道課へ持参又は郵送（必着）により提出すること。

| 提出書類 | 提出部数等 |
|--|---------------------|
| ア 企画提案書の表紙（様式第6号） | 正本 各1部 副本 各10部※1 |
| イ 企画提案書（様式自由） ・ A4判縦 20ページ以内 ・ 表紙，目次は上記ページ制限には含まない。 ・ 文字サイズは，10.5ポイント以上 | |
| ウ 業務スケジュール（様式自由） | |
| エ 提案見積書（様式第7号） ・ 消費税等を含んだ額を記載すること。 | |

※1：副本は，会社名，住所等が分からないようにすること。

(1) 企画提案書の作成上の留意点

提案書は別紙「委託仕様書」に基づき，少なくとも次の項目に沿って作成すること。

ア 基本的事項

再構築目的（業務の着眼点），実施フロー，工程，検査・照査の方法（データ移行時や稼働時），個人情報への取扱い

イ 機能及び内容等

システム全体の概要（システム画面イメージの説明，最も利用する機能の説明，データの入力・更新機能の説明，セキュリティに関する説明，モバイルシステムに関する説明）

個別機能（排水設備管理機能・占用申請管理機能・固定資産管理機能・窓口支援機能）の機能及び操作性等についての説明

ウ 保守及び支援内容

保守・支援体制，データのバックアップ，その他保守・支援に関すること

エその他

- ・職員の事務負担軽減に寄与する提案があれば記載すること

(2) その他留意事項

- ア 提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- イ 提案書の内容は、履行期限内に提案者が必ず履行できる内容を記載すること。
- ウ 添付「仕様書」に記載のない事項であっても、本業務の目的に照らし合わせ必要と判断する事項について提案できるものとする。ただし、これに係る経費は提出する提案見積書に含むものとする。

9 提案上限額

本業務の提案上限額は以下(1)～(4)とし、提案する費用(消費税込み)を様式第7号に記載すること。なお、各見積り時の留意事項は以下とする。

(1) 下水道台帳システム再構築業務 ※上限額：9,720,000円

- ア 別紙「仕様書」及び提案書に記載する事項について、金額を記載する。
- イ 平成30年度のみ計上するものとする。

(2) 下水道台帳システム保守更新 ※上限額：10,476,000円

- ア 本業務で導入する下水道台帳システムソフトウェアの保守及びシステムデータ更新について、金額を記載する。
- イ 平成30年9月1日から平成35年8月31日までの60か月分の経費を計上するものとする。
- ウ 台帳データの更新作業については、別途実施する測量作業成果を市から借用し、本システムに取り込むものとする。
- エ ハードウェアの保守について、障害が発生した際の窓口業務は本件受託者が行うものとする。
- オ 本項の契約は本件受託者との随意契約によるものとする。

(3) 下水道台帳システムソフトウェア賃貸借 ※下記(4)との合算上限額：9,918,000円

- ア 本業務で導入する下水道台帳システムソフトウェア(機能一覧は仕様書 別紙1参照)の賃貸借料について、金額を記載する。
- イ 平成30年9月1日から平成35年8月31日までの60か月分を計上するものとする。
- ウ 月額リース料率は1.9%として計上する。
- エ 本項に基づく見積金額は参考価格として扱うものとし、別途入札によって決定したリース業者と契約する。

(4) 下水道台帳システムハードウェア賃貸借

- ア 本業務で導入する下水道台帳システムハードウェア(仕様書 別紙2参照)の賃貸借料について、金額を記載する。
- イ 平成30年9月1日から平成35年8月31日までの60か月分を計上するものとする。
- ウ 月額リース料率は1.9%として計上する。
- エ 本項に基づく見積金額は参考価格として扱うものとし、別途入札によって決定したリース業者と契約する。

10 審査概要

(1) 審査委員会の設置

「調布市下水道台帳システム再構築業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会」(以下、「委員会」という。)を設置し、企画提案書等の審査を行う。

(2) 審査委員の構成

委員会は、以下の5名の審査委員により構成する。

- ア 環境部下水道課長
- イ 環境部下水道課職員
- ウ 環境部緑と公園課職員

エ 道路管理課職員

オ 調布市の排水設備に係る指定工事事業者で構成された組合の職員

ただし上記委員がやむを得ず欠席する場合は、他の者を代理として出席させることができる。

(3) 審査方法等

審査委員は、提案事業者から提出された企画提案書の審査（一次審査）と、提案事業者からのプレゼンテーション審査（二次審査）を踏まえ、企画提案内容を総合的に評価する。

(ア) 審査評価方法は「加点方式」とする。

(イ) 順位付け方法は、各委員の評価点（一次審査と二次審査を合算した評価点）の合計の大きい順（同点の場合は、委員ごとの順位で1位を多く獲得した順）とする。

(ウ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定める。

(エ) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定める。

(4) 一次審査及び審査結果の通知

ア 参加資格を満たす事業者が5事業者以上の場合、審査委員の合計点の高い上位4者を第1次審査通過者とする。

イ 同一の点数が2者以上となった場合は、提案見積金額の低い方を上位とし、この点数も同じ場合は、審査委員会の採決により決定する。

ウ 提案者が4者以下の場合、参加資格を満たす全提案者を第1次審査通過者とする。

エ 審査結果は、平成30年5月9日（水）に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知する。また書面の通知と併せて電子メールを送付する。

オ なお一次審査を通過しなかった事業者は、審査内容について、平成30年5月11日正午までに市に書面を持参又は郵送（必着）することにより、説明を受けることができる。

(5) 二次審査（プレゼンテーション審査）及び審査内容

ア 一次審査を通過した事業者に対して、プレゼンテーション審査を実施する。出席者は、配置予定技術者を含め5名以内とする。なおプレゼンテーション及びヒアリングの時間割りは次のとおり予定している。

(ア) 準備（10分）

(イ) プレゼンテーション（30分）

・スクリーン・プロジェクター以外の必要なOA機器等は各参加者が準備すること。

(ウ) ヒアリング（10分）

(エ) 片付け（5分）

イ 審査基準の項目は以下を予定している。

(ア) 提案姿勢

(イ) 画面展開・操作性について

(ウ) 個別機能（排水設備管理機能・占用申請管理機能・固定資産管理機能）について

(エ) 窓口支援機能について

(オ) その他（システムの特徴や優れた機能の説明）

ウ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

エ 候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

オ 選定結果の通知

(ア) 結果通知

平成30年5月18日（金）に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

(イ)結果に関する問い合わせ

審査を通過しなかった事業者は、審査内容について、平成30年5月23日正午までに市に書面を持参又は郵送（必着）することにより、説明を受けることができる。

1.1 参加の辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、社名（社印の押印）、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を環境部下水道課に持参又は郵送すること。参加辞退届は調布市長宛とすること。

1.2 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号、以下「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法など

本プロポーザルの募集内容、選定結果は、ホームページにより、適宜市民に情報提供する。

1.3 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等（以下、「提出書類等」とする。）の取扱い

ア 1事業者からの提案は、1提案とする。

イ 提出書類に関しては、原則として追加・変更を認めない。

ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

エ 提出書類等は、選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。

ア 「4 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は選定までに満たさなくなった場合

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勸案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合

カ 参考見積書が見積限度額を超える場合

キ 参考見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 調布市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者である場合

コ 民事再生法等に基づき再生手続き等を行っている場合

サ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保

するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

エ 候補者の決定以後に「4 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

(5) 平成31年度以降の業務については、調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを条件とする。予算を確保できなかった場合は、本業務は実施しない。

(6) この実施要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(7) この審査に関する事務は、環境部下水道課がとりまとめる。

附 則

この要領は、平成30年3月23日から施行する。

この要領は、当該業務委託事業者候補の決定をもって、その効力を失う。

調布市下水道台帳システム再構築業務委託 仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、調布市（以下「市」という。）が、発注する「調布市下水道台帳システム再構築業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、職員の事務負担軽減を目的として実施するもので、台帳機能を使用した事務処理機能の強化と窓口業務支援機能の強化を図るため、下水道台帳システムの再構築を行うものである。

(準拠法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び委託契約書によるほか、次の各号に掲げる関係法令等に準拠するものとする。

- (1) 下水道法
- (2) 下水道法施行規則
- (3) 地方公営企業法
- (4) 地方公営企業法施行規則
- (5) 地方自治法
- (6) 地方財政法
- (7) 測量法
- (8) 地理空間情報活用推進基本法
- (9) 調布市契約事務規則
- (10) 調布市個人情報保護条例
- (11) 地方公営企業法の適用に関するマニュアル
- (12) その他関係法令・通達等
- (13) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き Ver.4

(業務の執行体制)

第4条 本業務の執行体制は、業務に係る専門的知識と経験を有する者によって構成するものとする。また本業務はシステムを使用した事務の効率化を主目的としていることから、システムの機能を用いた作業フローの適正化案を積極的に提案できる人員を配置すること。

また、受託者は円滑な業務の進捗を図るため、十分な数の人員配置するものとする。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められたとき、市は、受託者に対し担当者の変更を求めることができるものとする。

(疑義)

第5条 本業務について、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により解決するものとする。

(提出書類)

第6条 受託者は、契約約款に定めるものの他、調布市環境部の定める「請負者提出書類処理基準」に準じて書類を提出すること。

(資料の貸与及び保管)

第7条 受託者は市から資料貸与を受けようとする場合は、借用書を提出すること。資料の汚損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

(工程管理)

第8条 受託者は「課題工程表」を作成し、進捗状況を市に報告すること。市の承認を得た工程表に基づき、契約期間内に業務を完成させるよう適切な工程管理を行うこと。また作業工程に変更が生じる場合は、速やかに「作業計画書(変更)」を提出し、市の承認を受けるものとする。

(打ち合わせ及び報告)

第9条 受託者は、本業務における主要な業務打ち合わせ時は担当者を出席させ、市と十分に協議するものとする。

- 2 前項の協議内容について、受託者は「打合せ記録簿」をその都度作成し、市の確認を受けたうえで、それぞれ1部ずつ保有するものとする。

(秘密の保持等)

第10条 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは、契約の終了又は解除後も同様とする。また、受託者は成果品(業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む)を市の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡、若しくは無断使用してはならない。契約の終了又は解除後も同様とする。なお、受託者は本業における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利、利益を侵害してはならない。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ書面による市の承諾を得るものとする。また、委託業務が個人情報の取扱いを伴うものである場合は、受託者はその業務の一部(個人情報の取扱いを伴う部分に限る。)を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとする。

(損害賠償)

第12条 本業務に伴い事故等が発生した場合は、受託者は、必要な措置を講じるとともに市に事故の発生原因、内容及び経過等を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

2 前項において生じた損害は、受託者の責任において解決するものとする。

(検査)

第13条 受託者は、本業務の工程ごとに市の確認を受け、業務完了後に市の委託検査を受けるものとする。市から委託契約書及び本仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって業務が完了したものとする。ただし、業務完了後であっても成果品に不備等が発見された場合は、市の指示に従い、受託者の負担において必要な処理を行うものとする。

(委託料の支払い)

第14条 市は、前条の検査を実施し、受託者が合格した場合に、委託料を支払うものとする。

(かし担保)

第15条 受託者は、業務の完了後において成果品に誤り等が発見された場合は、受託者の費用負担により、速やかに訂正、補足、報告等の必要な措置を講じなければならないものとする。

(契約変更)

第16条 本業務において、本仕様書及び業務提案書の内容に変更が生じた場合は、受託者は速やかに市に報告し、契約条項に基づき変更契約を行うものとする。

(成果品の帰属)

第17条 本業務の成果品及び業務履行中に発生した資料は全て市に帰属するものとし、市の承認を受けずに他者に公表、貸与又は使用してはならないものとする。ただし、システムのプログラムに関する著作権は除くものとする。

(履行期間)

第18条 本業務の履行期間は、契約締結日から平成31年3月22日までとする。ただし、維持管理情報のデータ移行(新システム内でのデータ取扱い可能な状態を指す)の完了日と、窓口業務支援に関する機能の運用開始日は、平成30年9月1日とする。

第2章 業務内容

(業務内容)

第19条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画準備・打合せ
- (2) 資料収集整理
- (3) 管渠データ移行及び修正（論理チェック等）
- (4) 維持管理情報等のファイリング関連データ移行
- (5) 排水設備管理機能調整
- (6) 占用申請管理機能調整
- (7) 窓口業務支援機能調整
- (8) 固定資産管理機能調整
- (9) その他システム機能運用調整
- (10) 導入研修（操作説明等）

(対象数量)

第20条 本業務の対象となる下水道台帳データの参考数量は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 管渠 | 約 600 k m |
| (2) マンホール | 約 24,000 個 |
| (3) ます・取付管 | 約 100,000 個 |
| (4) 管渠布設延長(平成 29 年度見込み) | 約 5 k m |

(計画準備・打合せ協議)

第21条 業務全般について市と受託者で十分な協議を行い、業務の内容、工程等について相互に情報を共有すること。また、協議事項が発生した場合は、速やかに受託者が書面（協議録等）にして市の確認を受けるものとする。また協議録等に記載された事項で判断や処理が必要な事項については課題工程表へ転記し、新たに進行管理を行う事項として扱うものとする。

(資料収集整理)

第22条 市は、本業務に必要な次に掲げる基礎資料を受託者に貸与し、受託者は資料の内容把握及び調査を行うものとする。

- (1) 下水道台帳データ（TCLEXGAU 形式）
- (2) 下水道台帳調書データ（CSV 形式）
- (3) 1/2500 都市計画図データ
- (4) 下水道工事台帳
- (5) 下水道工事竣工図
- (6) 下水道構造図（台帳詳細図等）
- (7) 排水設備関連資料
- (8) 固定資産管理資料（管理図，境界図等を含む）

- (9) 維持管理資料（通報，工事，補修，占用等の出願申請，排水設備申請，管理地資料）
- (10) その他必要な資料及びデータ

（管渠データ移行及び修正）

第23条 本作業は市が貸与する下水道台帳データを変換し，再構築する下水道台帳システム上で不具合が生じないように管渠施設データ（管渠・人孔・ます・取付管など）の修正を行うものとする

なお，管渠の属性入力内容は，管断面，管材質，管径，管厚，勾配，区間距離，管底高（上・下流）土被り（上・下流），副管種別，工法，鞘管有無，鞘管材質，鞘管内径とする。人孔の属性入力内容は，人孔型式，寸法（内径），人孔深，地盤高とする。取付管の属性入力内容は，管断面，管材質，管径，取付管延長，追加距離（上流人孔からの距離），接続施設種別とする。ますの属性入力内容は，ます型式（種別），ます径，ます深とする。

- 2 受託者は下水道台帳データについての論理検査（距離や深さ等の属性内容検査，上下流管の接続検査等）を十分に行うものとする。
- 3 受託者は既存データの論理検査の結果を市に報告するものとし，疑義が判明した場合は，解決策の案をもって市に報告するものとする。

（維持管理情報等関連データ移行）

第24条 本作業は市が貸与する旧システムデータをもとに必要なデータ変換を行い，新システム側へのデータ移行を行うものとする。その際，属性データの漏れや誤りのチェック，データ入力規則に則していないデータの抽出等を行い，これらの調査結果を市に報告するとともに，適切なデータに修正を行うものとする。

また現行システムにおいて案件を示したポイント（ポリゴン）が重複している箇所については，データ移行後の運用で支障が生じないようにデータの修正や表示レイヤーの移動等を行うものとする。

（排水設備管理機能の構築）

第25条 本作業は，再構築後のシステム環境下で市が求める本項の基本的機能要件を示すものである。

（1）排水設備申請

排水設備申請を受付する際に管理番号を付番し，システム上にその管理番号を入力検索するだけで位置情報が確定できること。またファイリング・宅内浸透施設情報を含めその他詳細情報を登録し集計できること。更に公共ますとのリンクが可能であること。

（2）指定工事店管理

指定工事店の登録・抹消がシステム上で行えること。また，エクセル形式にインポート及びエクスポートが可能なものとし，容易に修正することが可能であること。

また過去の申請不備，完了検査指摘事項，是正指示に対する未了事項等について履歴管理できるものとする。

(占有申請管理機能の構築)

第26条 本作業は、再構築後のシステム環境下で市が求める本項の基本的機能要件を示すものである。

(1) 占有申請情報入力

占有情報(国道, 都道, 市道, 私道, 国河川, 都河川, 国有地, 公共用地, 私有地等)の申請内容について, 管理機能メニューを使用して入力ができること。また占有管理者ごとに規定された申請書様式による出力(紙出図)が可能であること。申請案件毎にファイリングを含め詳細な情報登録ができること。

(2) 占有期間の管理

占有申請管理機能において, 占有期間満了年度案件の情報について一括検索が容易にできること。また, 申請の満了を迎える案件のアラートを任意に設定できること。

(3) 占有情報の一元的な管理運用

占有申請と一体的に事務処理される自費工事申請情報についても連携し, 一元管理ができること。

占有申請管理機能において, 占有物の集計やデータのエクспортと, 一元的な管理運用が可能であること。

(固定資産管理機能の構築)

第27条 本作業は、再構築後のシステム環境下で市が求める本項の基本的機能要件を示すものである。

(1) 固定資産登録

地方公営企業法適用移行業務における固定資産調査データの登録が可能であること。また固定資産台帳としてエクセル形式にインポート及びエクспортが可能なものとし, 容易に修正することが可能であること。

(2) 会計システムとの連携

地方公営企業法適用移行業務における企業会計システムの固定資産管理機能と, 本システムで構築する固定資産管理機能が相互で連携し, 参照することが可能であること。

(窓口業務支援機能の構築)

第28条 本作業は、再構築後のシステム環境下で市が必要とする基本機能及び個別機能の要件を示すものである。

(1) 下水道台帳図閲覧印刷

タッチパネル式の画面により住所や図面を選択し, 下水道台帳図を表示可能なこと。また, 拡大, 縮小, スクロールが容易に操作できるとともに指定縮尺による印刷が可能であること。また課金装置(領収書発行機能含む)との連動が可能であること。

(2) 下水道用地管理情報閲覧印刷

タッチパネル式の画面により住所や図面を選択し、下水道課管理用地や境界関連資料等を表示することが可能であること。また境界明示箇所については境界確定図を呼び出し、印刷することが可能であること。

(3) 特定事業場情報閲覧

タッチパネル式の画面により住所や図面を選択し、市が指定する特定事業場の位置を表示し、事業場番号、コメントの閲覧できること。

(4) 特殊構造図等閲覧印刷

タッチパネル式の画面により住所や図面を選択し、図式の制約により表現不可能な特殊構造箇所や輻輳箇所を拡大図・注釈コメント等にて表示・印刷することが可能であること。

(5) 排水設備申請箇所閲覧

タッチパネル式の画面により住所検索や位置を選択し、排水設備申請箇所（完了案件）と管理番号の表示が可能であること。

(システム機能の運用調整)

第29条 本作業は、前条までに行った下水道台帳システムの再構築機能等について、システム上の不具合が生じていないか確認作業を行うものとする。確認作業は、最低2個（申請書の種類毎の最低数量を2とする）の存在する申請書（添付図書も含む）を使用して機能確認を行い、市の了承が得られるまで運用調整を行うものとする。なお本項に要する費用（申請図書の電子化を含む）は受託者の負担とする。

(操作マニュアル及び操作研修)

第30条 本作業は、下水道台帳システムの操作マニュアルを作成し、研修会を実施するものとする。

- (1) 下水道台帳管理システムの操作マニュアルは極力専門用語を用いない記述とし、職員による通常運用を可能にするため、システム運用、保守の手順などを詳細に記載したマニュアルを用意すること。
- (2) システムを改良した場合、該当する部分を更新した操作マニュアルを速やかに提出すること。
- (3) システムの本稼動前に操作研修会を実施すること。

第3章 再構築する下水道台帳システム

(下水道台帳システムの再構築業務)

第31条 導入するシステムは、次に掲げる基本要件以上を満たすものとする。なお、各機能については【別紙1】に準ずるものとする。

また、下水道台帳システムハードウェア等の一覧については【別紙2】を基本とし、詳細な機種選定は本件受託者が提案するものとする。

- (1) 下水道台帳システムは、市職員が容易に取り扱えるよう操作性の優れた仕様とし、図形・属性等の変更も容易に行えるものとする。
- (2) WEBアプリケーションで稼動するシステムを構築する。
- (3) 前章に示した機能要件を満たしたシステムとする。
- (4) 来客者の下水道台帳の閲覧または問合せ等の事務の効率化のため、タッチパネル操作方式端末を導入するものとする。なお、次の要件を満たすものとする。
 - (ア) システム画面は、表示領域を任意に指定ができ、表示領域を拡大、縮小、スクロールによる上下左右に続く領域を表示できるものとする。
 - (イ) 画面に表示されている図面及び調書を印刷できるものとする。
 - (ウ) 窓口閲覧サービスで表示するデータ種別、検索項目、色調等の操作画面設計については双方協議を行い決定するものとする。
- (5) 簡易機能を実装したタブレット型モバイルシステムの導入を前提としたシステムとする。モバイルシステム画面は、表示領域を任意に指定ができ、現在地の図面センタリング、表示領域の拡大・縮小、スクロールによる上下左右に続く領域を表示できるものとする。また、施設属性の確認も容易に確認できる操作性の優れたものとする。
- (6) データ障害等に備え、市が簡単な操作でデータのバックアップや復旧ができる機能を有し、またデータの漏えいや持ち出し防止のためセキュリティ機能を有するものとする。
- (7) 地方公営企業法適用移行業務における資産調査データの管理が可能なシステムとする。

(住宅地図のライセンス)

第32条 本システムの背景地図の一つとして、住宅地図を20台のクライアントPCに導入するものとする。住宅地図の印刷については、クライアントPCのみで印刷可能なものとし、部署外にも頒布可能なように手続きは受託者が行い、年間1,200枚利用可能なライセンスを含むものとする。

(セキュリティ対策要件)

第33条 本システムの運用に関してのセキュリティ対策要件については、次のとおりとする。なお、同等の効果が得られる場合は、代替の提案を提示するものとする。

(1) 認証

システムログイン時に行う認証については、「ユーザID」と「パスワード」による認証が可能で、登録及び抹消が可能なものであること。

(2) アクセス権管理機能

業務メニューによりアクセス権限の切り分けが可能であること。

(3) アクセス状況の記録, 保存及び照会

データのアクセス状況について, 記録, 保存及び照会が可能であること。

(システム稼働期間及び保守更新)

第34条 再構築後のシステムの稼働期間は平成30年9月1日から平成35年8月31日とする。受託者は, 平成31年3月22日までに本仕様を満たすシステムの構築を行うものとする。

また, 本システム稼働期間中はシステム保守更新(管渠諸元のデータ更新)を3ヶ月に1回程度行うものとする。更新作業については, 市が下水道台帳データを貸与し, 受託者が論理検査を実施した上でシステムに取り込むものとする。

第4章 成果品

(成果品)

第35条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

| | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 下水道台帳システム | 20 ライセンス |
| (2) 下水道台帳システムデータ | 1 式 |
| (3) 住宅地図 (Z-MAP印刷可能ライセンス 1,200 枚/年) | 20 ライセンス |
| (4) タブレット型モバイルシステム | 1 式 |
| (5) 操作マニュアル | 20 部 |
| (6) 課題工程表及び協議議事録 | 1 式 |
| (7) 下水道法に規定される調書 | 1 式 |
| (8) その他市が指示する資料 | 1 式 |

【別紙1】下水道台帳システムの基本機能の一覧

(1) 基本事項

- ① Internet Explorer での操作が可能であること。
- ② クライアントライセンスの増設が容易に可能であること。
- ③ クライアントサーバー型のアプリケーションソフトウェアであること。
- ④ クライアントPCを選ばず、同一の機能・操作性が可能であること。
- ⑤ ユーザ登録による不正利用からの保護が可能であること。
- ⑥ ユーザーレベルに応じた利用者の管理が可能であること。
- ⑦ 管理者によるユーザ及びパスワードの管理が可能であること。

(2) 検索機能

- ① 台帳図・索引図・一般図による図面番号検索が可能であること。
- ② 目標物による検索が可能であること。
- ③ 建物名・住所・地番による検索が可能であること。
- ④ 施設条件による検索が可能であること。
- ⑤ 任意の項目で条件検索を作成することが可能であること。

(3) 目標物の登録

- ① 任意の位置で目標物の登録が可能であること。
- ② 目標物の編集・削除が可能であること。

(4) 画面操作機能

- ① プリセットスケールでの拡大、縮小が可能であること。
- ② マウスホイールを押し込むことにより移動が可能であること。
- ③ 領域を指定しての拡大・縮小が可能であること。
- ④ 現在表示されている画面の位置図を表示することが可能であること。
- ⑤ レイヤーの表示・非表示を個別に登録・呼出することが可能であること。
- ⑥ レイヤーの表示・非表示をグループ化して登録・呼出することが可能であること。

(5) 延長・面積計測機能

- ① 画面上で任意の2点間(始点もしくは直前にクリックした点と現在のカーソル位置)を延長計測することが可能であること。
- ② 画面上で任意に入力した3点以上(始点 折れ点・現在のカーソル位置)の総延長計測することが可能であること。
- ③ 画面上で任意に入力した3点以上(始点 折れ点・現在のカーソル位置)の面積計測することが可能であること。

(6) 維持管理情報(通報・調査・清掃・補修・工事・図書等)の入力

- ① 維持管理情報の入力, 修正・削除, 更新, 検索, 集計が可能であること。
- ② 現場調査及び管内カメラ調査資料(静止画, 動画, 管渠調査報告資料等)の入力・修正, 削除, 更新, 検索が可能であること。

(7) 排水設備管理機能

- ① 排水設備申請の受付, 修正・削除, 更新, 検索, 集計が可能であること。
- ② 受付時以降に入力した情報は「完了届」「検査済証」等の必要書類に自動反映されること。
- ③ 書類の様式はエクセル形式で簡単に設定することができ, 本市の様式に合わせることが可能であること。
- ④ 指定工事店の登録・抹消処理がシステム上で行えること。
- ⑤ 排水設備情報に関連した資料のファイリングが可能であること。

(8) 占用申請管理機能

- ① 占用申請(新規申請・更新申請・占用申請に基づく着手届, 完了届を含む, 以下同様)の入力, 修正・削除, 更新, 検索, 集計が可能であること。
- ② 占用申請情報に関連した資料のファイリングが可能であること。
- ③ 占用申請書及び申請図書(下水道台帳図に申請範囲を明示したもの)の出力が可能であること。申請書類の様式はエクセル形式で簡単に設定することができ, 任意の様式に合わせることが可能であること。
- ④ 占用物件の管理情報報告書(河川状況調査等)の事務処理が可能であること。

(9) 固定資産管理機能

- ① 固定資産の入力, 修正・削除, 更新, 検索, 集計が可能であること。
- ② 地方公営企業法適用移行業務における公営企業会計システムの固定資産管理機能と連携し, 相互に参照することが可能であること。

(10) 窓口業務支援機能

- ① 下水道台帳図の閲覧・印刷が可能であること。
- ② 下水道課管理用地情報の閲覧・印刷が可能であること。
- ③ 特定事業場位置情報の閲覧が可能であること。
- ④ 特殊構造図(構造拡大図)の閲覧・印刷が可能であること。
- ⑤ 排水設備申請箇所(箇所)の閲覧が可能であること。

※上記①～⑤は閲覧端末で可能な機能の一覧を示したものであり, クライアントPCでは閲覧, 印刷, 入力, 修正・削除, 更新, 検索, 集計ともに可能であること。

(11) 上下流追跡機能

- ① 指定した施設から上流施設の追跡が可能であること。
- ② 指定した施設から下流施設の追跡が可能であること。
- ③ 2点間の施設を指定して追跡することが可能であること。

④ 追跡結果の施設を集計表示することが可能であること。

(12) 縦断図・横断図作成機能

- ① 下流追跡の結果から縦断図を作成，印刷することが可能であること。
- ② 縦断図を DXF ファイルで出力することが可能であること。
- ③ 下流追跡の結果から平面図・縦断面図を作成，印刷することが可能であること。
- ④ 任意の位置で横断図を作成，印刷することが可能であること。

(13) 施設及びその他図形の入力・修正・削除機能

- ① 施設の入力が可能であること。
- ② 施設の修正・削除が可能であること。
- ③ 建物情報の入力が可能であること。
- ④ 建物情報の修正・削除が可能であること。
- ⑤ オフセットの入力が可能であること。
- ⑥ オフセットの修正・削除が可能であること。
- ⑦ オフセットを利用しての各種データの入力が可能であること。
- ⑧ その他図形（線分，連続線分，矩形，ポリゴン，テキスト，シンボル）を入力することが可能であること。
- ⑨ その他図形（線分，連続線分，矩形，ポリゴン，テキスト，シンボル）を修正・削除することが可能であること。

(14) 注記編集

- ① 管渠注記を属性情報から自動発生させることが可能であること。
- ② 注記引出線の作図，編集，削除が可能であること。
- ③ 属性情報の更新に伴い注記の自動更新が可能であること。

(15) 施設属性による色分け表示機能

- ① 施設の属性による色分け表示が可能であること。
- ② 建物情報による色分け表示が可能であること。
- ③ その他，属性情報を持つオブジェクトに対する色分けの作成が可能であること。
- ④ 凡例表示が可能であること。

(16) 施設属性情報のテキスト表示機能

- ① 施設の属性情報を図形上にテキスト表示が可能であること。
- ② 施設にカーソルを合わせることにより，簡易な属性を表示することが可能であること。

(17) 施設情報の属性参照機能

- ① 下水道施設を指定して属性情報を表示することが可能であること。
- ② その他，属性情報を持つオブジェクトを指定して属性情報を表示することが可能であること。

と。

- ③ 維持管理情報を指定して属性情報を表示することが可能であること。
- ④ 写真，図面，データファイル等のラスター情報を表示することが可能であること。
- ⑤ 管内カメラ調査資料（ビデオ画像，報告資料等）を表示することが可能であること。

（18） 施設属性の更新機能

- ① 下水道施設を指定して属性情報を更新することが可能であること。
- ② その他，属性情報を持つオブジェクトを指定して属性情報を更新することが可能であること。
- ③ 維持管理情報を指定して属性情報を更新することが可能であること。

（19） 施設図形情報から当該施設の集計機能

- ① 人孔の属性及びその組合せによる集計結果の一覧表示が可能であること。
- ② 管渠の属性及びその組合せによる集計結果の一覧表示が可能であること。
- ③ 柵の属性及びその組合せによる集計結果の一覧表示が可能であること。
- ④ 取付管の属性及びその組合せによる集計結果の一覧表示が可能であること。
- ⑤ その他，施設の属性及びその組合せによる集計結果の一覧表示が可能であること。
- ⑥ 範囲（矩形・多角形・円形）を指定して，各施設とその属性に対する集計結果の一覧表示が可能であること。
- ⑦ 集計結果を任意の属性で数量，最大，最小，合計，平均値の算出が可能であること。
- ⑧ 集計結果を任意の属性で昇順，降順に並べ替えが可能であること。
- ⑨ 集計結果を任意の属性で絞り込み検索が可能であること。
- ⑩ 集計結果を Excel (CSV) へ出力することが可能であること。

（20） 下水道法に基づく調書，任意調書作成機能

- ① 管渠延長調書の作成が可能であること。
- ② マンホール調書の作成が可能であること。
- ③ まず取付管調書の作成が可能であること。
- ④ 処理区別調書の作成が可能であること。
- ⑤ 総括調書の作成が可能であること。
- ⑥ 集計結果に対して調書出力が可能であること。
- ⑦ 集計結果に対して縦軸・横軸を設定してのクロス集計が可能であること。
- ⑧ 延長等の距離を利用してのクロス集計が可能であること。
- ⑨ 作成した調書の印刷及び Excel(CSV)へ出力することが可能であること。

（21） 図面の印刷機能

- ① 必要な部分を任意の用紙サイズ及び縮尺で印刷することが可能であること。
- ② 印刷枠の角度設定が可能であること。
- ③ 各図郭(台帳図・索引図・一般図)で印刷が可能であること。

- ④ 図面の装飾印刷（計画機関，縮尺，タイトル，スケール，方位の印刷等）することが可能であること。

（２２） データの入出力機能

- ① DM, DXF, SHAPE, SIMA, 数値地図 2500 等でのインポートが可能であること。
- ② DM, DXF, SHAPE でのエクスポートが可能であること。
- ③ CSV(レイヤ-構造, 属性情報, 座標情報)でのインポート・エクスポートが可能であること。
- ④ 属性情報のインポート・エクスポートが可能であること。

（２３） データの入出力機能

- ① スキャニング等によりデジタルデータ化した排水設備申請書等を施設に登録することが可能であること。
- ② 写真, 図面, データファイル等のラスター情報を登録することが可能であること。
- ③ 地図上にラスターデータを貼り付けることが可能であること。

【別紙2】下水道台帳システムハードウェア等の一覧表

本業務において導入するハードウェア等について、下表のとおりとする。詳細機種については市と受託者が協議の上、決定するものとする。

| 種別 | 型式・スペック等 | 台数 |
|------------------------------------|--|-----------|
| サーバ (ラックマウント型) | OS : Windows Server 2016 (サーバ接続台数 20 台 (既存職員端末 17 台, 今回導入 3 台)) CPU : Intel Xeon E3-1280 v6 3.9GHz 以上 HDD : 4TB 以上 (RAID5) メモリ : 16GB 以上 UPS : 1500VA 以上 モニタ : クライアント PC モニタを使用 サーバラック : W1090×D600×H610 以下 保守 : 5 年間 翌営業日対応オンサイト保守 | 1 台 |
| クライアント PC | OS : Windows 10 Pro CPU : Intel Core i5-7500 以上 HDD : 500GB 以上 メモリ : 4GB 以上 Office Standard 2016 保守 : 5 年間 翌営業日対応オンサイト保守 | 3 台 |
| 外付け HDD | HDD : 4TB 以上 (バックアップ用) | 2 台 |
| モニタ (タッチパネル式) | タッチパネルモニタ(窓口用, 窓口バックアップ用) : 23 インチ以上 保守 : 5 年間 翌営業日対応オンサイト保守 | 2 台 |
| モニタ (通常) | モニタ : 19 インチ以上 保守 : 5 年間 翌営業日対応オンサイト保守 1 台はデュアルモニタとして使用 | 2 台 |
| ソフトウェア (クライアント用) | ①AutoCAD LT (サブスクリプション購入 : 5 年間利用) ②JacConvert ③JWtoPDF Professional Ver3 ④Adobe Acrobat Pro 2017 ⑤VideoStudio Ultimate 2018 ⑥DocuWorks 8 ⑦一太郎 2017 プレミアム 通常版 | 各 1 ライセンス |
| カラーレザプリンタ | 対応サイズ : A3 判対応 トレイ : 1 段以上 保守 : 5 年間 翌営業日対応オンサイト保守 課金装置との連動が可能なこと | 1 台 |
| カラー複合機 (カラープリンタ, コピー, スキャナ機能付き) | 対応サイズ : A3 判対応 トレイ : 2 段以上 保守 : 5 年間 翌営業日対応オンサイト保守 | 1 台 |
| 課金装置 | 対応金額 : 10 円, 50 円, 100 円, 500 円, 1,000 円札 保守 : 5 年間 翌営業日対応オンサイト保守 レシートプリントが可能なこと | 1 台 |
| モバイル端末 | OS : Android もしくは Windows とする 画面サイズ : 10.5 インチ以下 | 2 台 |